会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会 専務理事 大西克義

愛知県地球温暖化対策推進条例のパンフレットについて

標記につきまして、このたび、愛知県環境部地球温暖化対策課長から別紙のとおり 愛知県地球温暖化対策推進条例のパンフレットを作成した旨の資料送付がありまし たので、お知らせいたします。

以上

※ 愛知県地球温暖化対策推進条例の制定について

URL: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/ontaizyourei.html

3 0 地 温 第 3 1 6 号 平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

あいち環境づくり推進協議会 各会員 様

愛知県環境部地球温暖化対策課長 (公印省略)

愛知県地球温暖化対策推進条例のパンフレットについて (送付)

本県の環境行政の推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき、 厚くお礼申し上げます。

愛知県では、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、全ての主体が一体となって地球温暖化対策を推進するため、本年10月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

条例に規定される内容を取りまとめたパンフレットを作成しましたので、送付いたします。

本条例の趣旨を御理解いただくとともに、内容の周知につきまして御協力をよろしくお願いいたします。

担 当 調整・企画グループ (深田)

電 話 052-954-6213 (ダイヤルイン)

E-mail ondanka@pref.aichi.lg.jp

愛知県地球温暖化対策推進条例

~今はじめよう、地球のためにできること~



地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動により排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの濃度が増えることが原因です。温室効果ガスの排出を抑え、地球温暖化の進行を抑制することはもとより、既に現れつつある気候変動の影響に対して対処していくことが重要です。

県、事業者、県民等の各主体の果たすべき役割や責務を明らかにし、 全ての主体が自主的かつ積極的に地球温暖化対策を推進するため、 「愛知県地球温暖化対策推進条例」を新たに制定しました。



「愛知県地球温暖化対策推進条例」の概要











「愛知県地球温暖化対策推進条例」では 愛知県が各主体と連携し、 総合的な施策を策定します。 各主体がそれぞれの活動等の中で、 対策を行うことで地球温暖化対策を 推進します。

事業者

温暖化対策への 自主的かつ 積極的な取組

事業者の責務 【第4条】

事業活動における対策

- >> 地球温暖化対策計画書・同実施状況書の作成等をする 【第8条※・第9条※】※平成31年4月1日施行

愛知県

総合的な施策の 策定・実施 等

県の責務 【第3条】

県が実施する対策

- か 地球温暖化対策計画書・同実施状況書の内容について、 知事が評価し公表する 【第10条※】
- か 地球温暖化対策計画書・同実施状況書の内容に基づき、必要な助言を行う 【第11条※】

※平成31年4月1日施行

県民

温暖化対策への 自主的かつ 積極的な取組

県民の責務 【第5条】

日常生活における対策

- 温室効果ガスの排出の量がより少ない生活様式へ転換するよう努める 【第12条】
- 条例で定める電気機器を販売する小売業者は、店舗で購入しようとする 者へエネルギーの使用の合理化に資する事項を説明するよう努める 【第13条】

その他の取り

- >> 公共交通機関の利用の促進等
- 【第14条】
- >>> 次世代自動車の普及の促進

【第15条】

- >> まちづくりの推進に関する支援
- 【第16条】
- >> 再生可能エネルギー等の優先的な使用
 - 【第17条】

- 森林の整備及び保全の推進等
- 【第18条】
- >> 啓発等及び人材の育成

【第19条】

- * た導的な技術の研究開発の推進等【第20条】
- 気候変動への適応に資する取組の推進等 【第21条】

2015年12月、京都議定書に代わる新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、翌年には日本政府が「地球温暖化対策計画」を閣議決定。こうした国内外の社会情勢の変化を踏まえ、2018年2月、愛知県は「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定(目標:2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減)。

愛知県は、この戦略を推進し、温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため「愛知県地球温暖化対 策推進条例」を制定しました。



「愛知県地球温暖化対策推進条例」の要点

1

県・事業者・県民の責務

事業者や県民一人一人が地球温暖化対策を自主的・積極的に取り組んでいく ための具体的な内容を定めました。

2

地球温暖化対策の推進に関する計画

県、事業者及び県民が取り組むべき 「地球温暖化対策の推進に関する計画」 を知事が策定することを定めました。 事業活動における地球温暖化対策

全ての事業者が温室効果ガスの排出量 の削減に努めることを定めました。

また、排出量が相当程度多い特定事業者に対し、排出抑制に関する計画書や実施状況書の作成・提出を義務付け、その内容について知事が評価等を行う新しい地球温暖化対策計画書制度を定めました。

4

県民の日常生活における 地球温暖化対策

県民一人一人が日常生活の中で取り組む 地球温暖化対策について定めました。

5

事業者・県民による 地球温暖化対策

公共交通機関の利用、再生可能エネルギーの優先的な使用等、社会の中で取り組むべき地球温暖化対策について定めました。

県・事業者・県民の責務

条例では、県、事業者及び県民の責務について、次のとおり定めています。



-) 地球温暖化対策の推進に関する総合的な施策を策定し、 策定に当たっては、気候変動への適応について考慮する。
- か市町村、事業者、県民、民間団体等と連携して地球温暖化対策に取り組むとともに、取組を促進するための措置を講ずる。
- ≫自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずる。



- ≫事業活動における温室効果ガスの排出を抑制することが必要であることを認識し、 自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むよう努める。
- ≫県の地球温暖化対策の推進に関する施策に協力する。



- 分日常生活における温室効果ガスの排出を抑制することが必要であることを認識し、 自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むよう努める。
- ≫県の地球温暖化対策の推進に関する施策に協力する。



地球温暖化対策の推進に関する計画



地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの削減目標を定め、目標 達成に向けて県、事業者及び県民が取り組むべき[地球温暖化対策の推進に関する計画]を 知事が策定することとしています。県は、2018年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」 を策定し、各主体が取り組むべき地球温暖化対策の具体的な取組を定めています。

あいち地球温暖化防止戦略2030で定める削減目標

(単位:干t-CO₂)

| | 2013年度 | 2030年度 | | | |
|-------|--------|--------|----------------|--|--|
| 部門 | 排出量 | 排出量 | 2013年度比 | | |
| 産業部門 | 40,153 | 34,713 | ▲13.5% | | |
| 業務部門 | 12,072 | 6,101 | ▲49.5% | | |
| 家庭部門 | 8,584 | 4,537 | ▲ 47.1% | | |
| 運輸部門 | 13,327 | 9,476 | ▲28.9% | | |
| 総排出量* | 82,384 | 60,933 | ▲26.0% | | |

- 》2030年度の温室効果ガス 排出量を2013年度比で 26%の削減
- >> 全部門で削減割合を設定
- >> 業務部門·家庭部門は約5割 近くの削減が必要

※エネルギー転換部門、非エネルギー起源二酸化炭素、二酸化炭素以外の温室効果ガス及び森林による吸収源が含まれる。

事業活動における地球温暖化対策



全ての事業者が、その事業活動において使用するエネルギー の量を把握し、使用の合理化に努めることと、製造等の各過 程において、温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう 努めることを定めています。



地球温暖化対策計画書制度 第8条~第11条 ※平成31年4月1日施行

- ≫温室効果ガスの総排出量が相当程度多い 特定事業者に対し、「地球温暖化対策計画 書 | 及び 「地球温暖化対策実施状況書 | の作 成と、知事への提出を義務付けています。 (第8条・第9条)
- ≫ 知事は、提出された内容を評価し、その内容 を公表します。また、提出された内容につい て、知事は地球温暖化対策の促進に資する ため必要な助言を行います。 (第10条・第11条)

地球温暖化対策計画書

事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制に 関する目標、目標達成に向けて実施する措置の 内容等を記載した書面。

地球温暖化対策実施状況書

計画期間における温室効果ガスの排出抑制の ための措置状況を記載した書面。



現行の「地球温暖化対策計画書」と、「地球温暖化対策実施状況書」の提出義務に 加え、新たに知事がその内容を評価及び必要な助言を行うことで、事業者の自主 的な温室効果ガス排出量の削減を、より一層、促進する制度です。

♣ 県民の日常生活における地球温暖化対策



県民一人一人が取り組むべき地球温暖化対策として、日常生活の中で使用する ガスや雷気などのエネルギー量を把握し省エネに取り組んだり、家電製品等の 買換え時等において高効率・省エネ型の製品を選択する等、低炭素型のライフ スタイルへの転換に努めるよう定めています。

県民一人一人が実践できる取組(例)

【あいちCOOL CHOICE】の実践

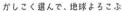
>> 日常生活のあらゆる場面での温暖化対策に資する賢い選択(COOL CHOICE)をまとめ、県民の皆様に取組の実践を呼びかけています。

取 組のの

- ▶家庭でのエアコン使用に代えて、公共施設や商業施設に出掛けるなど、 涼しさや暖かさを分かち合うクールシェア・ウォームシェアへの参加
- ▶LED照明、太陽光パネル、HEMS(家庭用エネルギー管理システム)、 蓄電池の設置、断熱化等の住まいの省エネ化、ZEH*化など

住まいの省エネ化などには、県・市町村から補助を受けられる場合があります。 ※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの路称で、家庭で消費する年間のエネルギー量が正味でゼロを目指した住宅







巻末ページに掲載されている「あいちCOOL CHOICE」を実践しましょう!

事業者が実践する取組 第13条

) 店舗において、新品の特定電気機器を販売する事業者は、購入する人に対し、 その製品の省エネルギー性能を説明するよう努めることを定めています。



あいち

省エネ家電

サポーター店

愛知県と連携して、省エネ家職の普及など 地球連続化助けに取り組んでいる店舗です

(表示証)

対象となる特定電気機器

●エアコンディショナー ② 照明器具 ③ テレビジョン受信機 ④ 電気冷蔵庫 ⑤ 電気冷凍庫

県が実施する関連取組

あいち省エネ家電サポーター店

>> 家電製品の省エネ性能等の情 報を来店者へ積極的に分かり やすく説明する家電小売店を、 県が「あいち省エネ家電サポー ター店」として登録。店舗に登録 ステッカーが貼ってあります。





あいち省エネ家電サポーター店などで製品の省エネ性能の説明を聞き、電気代の節約にも 繋がる省エネ性能に優れたものを選択しましょう。

5. 事業者・県民による地球温暖化対策

事業者

888



これまでに紹介した内容以外に、事業者や県民による 地球温暖化対策を次のとおり定めています。一人一人 が、これらの取組に意欲的に取り組んでいきましょう。



公共交通機関の利用の促進等 第14条

- ≫事業者は、従業者の公共交通機関による通勤の促進等に努めることを定めています。
- ≫多くの来場者が見込まれる施設(商業施設等)の管理者は、

 利用者の公共交通機関、自転車や徒歩による来場の促進に努めることを定めています。



移動に伴う温室効果ガスの排出を減らすためには、電車やバス等の公共交通、自転車、 徒歩などを賢く使い分けることが必要です。事業者は従業者にエコ通勤を促す措置を、 多くの人が利用する施設(ショッピングセンター等)の管理者は、公共交通機関等による 来場を促す措置をするように努めましょう。

再生可能エネルギー等の優先的な使用 第17条

≫事業者や県民は、再生可能エネルギー、未利用エネルギー、水素エネルギーを優先的に使用するよう 努めることを定めています。



地球温暖化対策は、徹底した省エネとあわせ、再生可能エネルギー等の低炭素なエネルギーを使用することが重要です。太陽光発電や燃料電池などの優先的な利用に努めましょう。

森林の整備及び保全の推進等 第18条

≫事業者や県民、森林所有者等は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用等を理解し、森林の整備や保全、県内産の木材の利用等に努めることを定めています。



温室効果ガスの排出抑制のみならず、森林による二酸化炭素の吸収源対策も重要です。森林の関係者が連携し、森林の整備、保全や県内産の木材の利用等に努めましょう。

県が行うその他の地球温暖化対策

次世代自動車の普及の促進 第15条

≫ 燃料電池車(FCV)、電気自動車(EV)、プラグイン
ハイブリッド車(PHV)等の普及促進を図ります。
県では、中小企業等の導入経費の一部を補助しています。

啓発等及び人材の育成 第19条

≫低炭素・脱炭素社会の実現に向け家庭、学校等での学習機会の充実や人材育成に努めます。

まちづくりの推進に関する支援 第16条

≫市町村による地方公共団体実行計画の策定が 進むよう、技術的な支援を行います。

先導的な技術の研究開発の推進等 第20条

) 関係機関等と連携し、地球温暖化対策の推進に寄与する研究開発を推進し、普及を図ります。

気候変動への適応*に資する取組の推進等 第21条

》気候変動への適応に資する取組を推進し、必要な情報を提供します。
※気候変動への適応とは、集中豪雨や渇水、熱中症等の気候変動による
影響を回避・軽減すること



県民一人一人が実践できる取組 ~あいちCOOL CHOICEの実践~



家庭部門のCO2削減目標は47.1%です。電力排出係数の改善効果を見込むと、家庭 からのCO2排出量(自動車利用を除く)は約3割(約950kg/世帯)削減する必要 があります。(下表の住まい、自宅、外出先の取組が該当)

私たち一人一人が、できることから以下の賢い選択(COOL CHOICE)を実践すること が大切です。既に実践している取組と、今後実践する取組にチェックをつけてみましょう!



| | | 取 組 | CO2削減 効果* (kg/年) | 節約金額* | 実践 している 取組 | 今後 実践する 取組 |
|---|--|--|------------------------|------------|------------------|------------------|
| 住まいの 「COOL CHOICE」 | LED照明を使う(シーリングライト(10畳用)蛍光灯から買換え) | | 38 | 2,000 | | |
| | 選択する電気 | エアコン(2.8kW)を9年前の製品から買換え | 89 | 4,700 | | |
| | | テレビ(40V型)を9年前の製品から買換え | 68 | 3,620 | | |
| | | 冷蔵庫(4010~4500)を9年前の製品から買換え | 107 | 5,700 | | |
| | を | 高効率給湯器をヒーター式 電気温水器から買換え | 1,375 | 43,230 | | |
| | 家の圏 | 「熱性を向上させる(窓を二重窓にする) | 152 | 8,070 | | |
| | 太陽光発電施設、HEMS (家庭用エネルギー管理システム)、蓄電池を設置する | | 1,995 | 105,830 | | |
| | 燃料電 | 意池を設置する | 840 | 106,400 | | |
| 自宅で 「COOL CHOICE」 | | アールビズ(冷房は室温28℃を目安)、 オームビズ(暖房は室温20℃を目安)に取り組む | 42 | 2,250 | | |
| | 緑のカ | コーテンを作る | 12 | 630 | | |
| | テレビ | で見る時間を1時間減らす | 9 | 450 | | |
| | 冷蔵庫の中身をつめすぎない | | 22 | 1,180 | | |
| | お風呂は続けて入る | | 90 | 6,880 | | |
| | シャワ | 7一の利用を1人1日1分短くする | 33 | 3,300 | | |
| | 衣類軟 | 乞燥機、乾燥機能を使わない | 201 | 10,650 | | |
| Maria de la companya | スイッ | チ付きタップなどを使い、待機電力を減らす | 57 | 3,020 | | |
| 外出先で 「COOL CHOICE」 | シェア | ジエアコンを使用する代わりに、 フスポットに出掛けてクールシェア、 -ムシェアを実施する | 65 | 3,450 | | |
| 移動で 「COOL CHOICE」 | できる | だけ徒歩・自転車で移動する | 145g/人·km | - | | |
| | できる | だけ公共交通機関で移動する | 79~125g/人·km | | | |
| | エコド | ライブを実践する | 59kg/干km | 3,050円/千km | | |
| | エコカ | っー(EV、PHV、FCV)を選択する | 84kg/干km | 3,500円/千km | | |
| あなたが実践する取組の合計 ^(移動で[COOL CHOICE]を除く) | | kg | 円 | | | |

※計算方法は右の数値に基づき積算。

電気…排出係数 0.509kg/kWh、料金27円/kWh ガス……排出係数 2.36kg/m³、料金180円/m³ 水道…排出係数 0.54kg/m³、 料金228円/m³ ガソリン…排出係数 2.32kg/L、 料金120円/L

お問合せ先〉愛知県環境部地球温暖化対策課 052-954-6213



